

令和3年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・ 指定介護予防支援事業所実地指導について

1. 検査・指導概要

(1) 実施時期

令和3年11月で8包括の実地検査・指導を実施

(2) 目的及び根拠

	地域包括支援センター・アウトリーチ	指定介護予防支援事業所
目的	業務委託契約内容の履行確認のため	適切な運営の確認のため
根拠	地方自治法第234条の2	介護保険法第23条

(3) 実施方法

- ・下記の検査内容のヒアリングと書類の確認
- ・執務室内の確認

(4) 結果

裏面の通り。法人・包括へは検査終了後に送付。
指摘事項はなし。

2. 当日検査内容

(1) 地域包括支援センター及びアウトリーチ事業の主な確認事項

①職員について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置について ・超過勤務、職員の健康管理について ・研修や勉強会へ積極的な参加について 等
②個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理について ・マイナンバー記載書類の取り扱いについて ・セキュリティ関連の研修について 等
③執務室内	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室内やキャビネットの整理について ・相談窓口設置状態について ・パンフレット類の整理について
④アウトリーチ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策事業等の実施及び支援について ・地域の見守りネットワークづくりについて
⑤総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・給付管理等事務処理について
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫について

(2) 指定介護予防支援事業所の主な質問事項

①人員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置・管理者について
②運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援の提供の開始時の説明について ・運営規定の記載事項について ・苦情処理、事故発生時の対応について
③介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス計画の作成について ・サービス原案における利用者及び家族の意見の反映について

3. 検査結果

	評価する点	改善すべき点
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・会議のオンライン化を進めケアマネ関係の集まりや多職種の集まりをオンラインで実施している。(アトリエ) ・看護学生を包括で5日間受入れるなど、学生とも交流を図っている(いけよん) ・制度改正の際には関係する職員に説明をしてもらい、職員間での共有を深めている。(ふくろう) ・事業計画表が目立つところに貼られており、日々の業務を遂行する中で適宜意識付けができるような環境が整えられている。(医師会) ・昨年度、おとな食堂を開催できなかった分のボランティアをつなぎとめられるように別のボランティア活動を実施している(菊) ・移転をきっかけに区民事務所をはじめとする他機関との連携を強化した。(西部) ・区民ひろばへの出張相談に力を入れている。月2回のうち、1回は見守りPRと相談、1回はひろばと相談し、利用者が来たくくなるようなプログラムを実施している。(中央) ・朝夕の全体ミーティング、三職種のみでのミーティング、見守りと三職種のミーティングを行い、職員同士の連携を深められるよう工夫している。(東部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの地域支援センターの監督・検査で、改善要望又は指摘事項を受ける程の点はなく、問題なく業務の目的を達成していた。 ・一部の包括で、個人情報記載されているシステムのスクリーンショットを使用した職員向けマニュアルを使用していた。(いけよん) <p>→やむを得ずマニュアルに、個人情報の入ったシステムのスクリーンショットを使用する場合は、黒塗りをするなど個人情報が特定されない形で使用するよう伝えた。</p>
アウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ参加者と連携し、独自の地域マップを作成。区民ひろばや図書館など、公共施設で配布している。(アトリエ村) ・圏域が隣接する医師会やCSWと「池2・3の会」を組織し、圏域が入り組む地域での見守り活動等について、連携・協力している。(いけよん・医師会) ・区民ひろばへの出張相談を実施し、消費者被害の情報提供を行っている。(ふくろうの杜) ・地域の商店と協働で介護予防を目的としたウオークラリーを開催した。(医師会) ・高齢者の孤食防止や交流促進・見守り強化等を目的に、月1回定員10名程度で「ほっと菊食堂」(おとな食堂)を開催している。(菊) ・民生委員の勉強会へ出席しネットワークを築いている。(西部) ・集合住宅が多いという地域特性を踏まえ、マンション管理人同士の情報共有会を企画した。(中央) ・都営住宅や区複合施設とも連携して防災訓練に関与するなど、災害対応の面からも見守りをおこなっている。(東部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての見守り支援事業担当の監督・検査で、改善要望又は指摘事項を受ける程の点はなく、問題なく業務の目的を達成していた。
指定介護予防支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より開始した通所型サービス(A8)について、請求情報に誤りはなく、適正に実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が長期化している利用者については、センター内で処遇の対応について検討・共有するよう伝えた。(菊・西部)

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査(センター表)

資料1-2

地域包括支援センター名 (2) 担当圏域 (令和3年4月末時点)		菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター	
Q8	担当圏域における65歳以上人口(実数)(数字記入) ※基幹型センターや機能強化型センターの場合、当該センター自体の担当圏域として設定された圏域の高齢者人口について回答し、当該センターが後方支援のみを担当する圏域の高齢者人口は含まない。	7,494 人	8,061 人	7,458 人	6,333 人	5,862 人	5,641 人	7,938 人	8,346 人	
Q9	担当圏域の認定者数(実数)(数字記入)	(a) 認定者数(要介護1~要介護5)	1,043 人	987 人	852 人	814 人	714 人	709 人	1,089 人	1,061 人
		(b) 認定者数(要支援1、要支援2)	505 人	489 人	421 人	375 人	373 人	356 人	523 人	599 人
		(c) 事業対象者数(介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリスト該当者)	7 人	6 人	29 人	9 人	4 人	5 人	5 人	9 人
(3) 設置主体		菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター	
Q10	設置主体の直営・委託の別(1つ選択) 1. 直営 →Q10-1へ 2. 委託 →Q10-2へ	2	2	2	2	2	2	2	2	
	Q10-2【Q10で「2. 委託」の場合のみ】 設置主体(1つ選択) 1. 社会福祉法人(2を除く) 2. 社会福祉協議会 3. 医療法人・社会医療法人 4. 一般社団法人・公益社団法人 5. 一般財団法人・公益財団法人 6. 営利法人(株式会社等) 7. NPO法人 8. その他	1	1	2	1	4	1	1	1	
						公益社団法人				
I. 事業共通										
1-1. 組織・運営体制										
(1) 事業を適切に運営するための体制を構築していますか。(令和2年度実績)		菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター	
◆Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか。(1つ選択) 1. はい 2. 示された方針に沿って事業計画を策定していない 3. 示された方針の内容を理解できなかった 4. 市町村から方針が示されていない ※令和3年度の運営について、令和3年4月末日までに示された運営方針が対象。	1	1	1	1	1	1	1	1	
	◆Q11-1【Q11で「1. はい」の場合のみ】 令和3年度の事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ ※協議の方法等は問わない。 ※協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、「1. はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1	
◆Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られていますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ ※市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合に、「1. はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1	
◆Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回出席していますか。(1つ選択) 1. はい 2. 設置されているが、出席しないことがある 3. 定期的な連絡会合が設置されていない ※市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合に、「1. はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1	

(2) 担当圏域の現状・ニーズに応じた取組を行っていますか。		菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
◆Q14 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報について、Q14-1の1.~7.のうち3つ以上提供を受けていますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ ※Q14-1の1~7のうち3つ以上の情報が、データ、書面、システム等で提供されている場合に、「1.はい」とする。		1	1	1	1	1	1	1	1
Q14-1 【Q14で「1. はい」の場合のみ】 どのような情報の提供を受けていますか。当てはまるものに「1」を入力してください。(いくつでも選択)	1. 担当圏域の65歳以上高齢者の人口	1	1	1	1	1	1	1	1
	2. 担当圏域の65歳以上高齢者のみの世帯数	1	1	1	1	1	1	1	1
	3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等の各種住民対象のアンケート結果	1	1	1	1	1	1	1	1
	4. 要支援・要介護認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報	1	1		1	1	1	1	1
	5. 民生委員や地域のサロン運営者などの地域の関係団体情報	1	1	1	1	1	1	1	1
	6. 地域の社会資源に関する情報	1	1	1	1	1	1	1	1
	7. その他ニーズ把握にとって必要な情報								
◆Q15 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ ※重点業務を定めた検討の記録が残されている場合、「1.はい」とする。		1	1	1	1	1	1	1	1
(3) 職員の確保・育成を図っていますか。		菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
◆Q16 3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置していますか。(令和3年4月末時点)(1つ選択) 1. 3職種とも、「準ずる者」を除いた状態で配置できている 2. いいえ(1,以外) ※3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)がそれぞれ1名以上配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ※介護保険法施行規則第140条の66第1号ロの基準が適用される場合は、担当区域における高齢者数に応じ、以下のとおり配置されている場合(それぞれの職種の準ずる者は含まない)に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・1000人未満の場合:3職種のうち1職種(1人)以上 ・1000人以上2000人未満の場合:3職種のうち2職種(2人)以上		1	2	2	2	2	2	2	2
◆Q17 市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されていますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ ※主催者、研修内容・時間数は問わない。 ※令和3年4月末までにセンターに示されている場合に、「1.はい」とする。		1→2	1	1	1	1	1	1	1
◆Q18 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ ※主催者、研修内容・時間数は問わない。 ※職場における教育訓練の方法としては、主に、OJT(On the Job Training:職場での仕事の経験を通じた職業訓練)とOff-JT(Off the Job Training:職場での仕事を離れての職業訓練)の2種類がある。この設問では、Off-JTとして実施される研修の実施状況を回答すること。		1	1	1	1	1	1	1	1

(4) 利用者が相談しやすい相談体制を構築できていますか。(令和2年度実績)	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
◆Q19 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。（1つ選択） 1. 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、周知している 2. 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置しているが、周知していない 3. 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置していない ※窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）を設置」とみなす。例えば、携帯電話等への電話転送を行っている場合 等	1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q20 平日以外の窓口（連絡先）を設置し、住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。（1つ選択） 1. 平日以外の窓口（連絡先）を設置し、周知している 2. 平日以外の窓口（連絡先）を設置しているが、周知していない 3. 平日以外の窓口（連絡先）を設置していない ※窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）を設置」とみなす。例えば、携帯電話等への電話転送を行っている場合 等	1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q21 パンフレットの配布など、センターの周知を行っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、「1.はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1
1-2. 個人情報の保護 (令和2年度実績)								
(1) 個人情報保護を徹底していますか。	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
◆Q22 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備していますか。（1つ選択） 1. 方針に従って、整備している 2. いいえ（1. 以外） ※市町村の取扱方針に従って、データ又は紙面で整備されている場合に、「1.方針に従って、整備している」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q23 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※データ又は紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q24 個人情報の保護に関する責任者（常勤）を配置していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※常勤で配置されている場合に、「1.はい」とする。なお、専従・兼務の別は問わない。	1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q25 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合に、「1.はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1
1-3. 利用者満足の向上 (令和2年度実績)								
(1) 利用者の満足度向上のために、相談・苦情対応体制を整備していますか。	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
◆Q26 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※体制を整備し、苦情内容等がデータまたは紙面で記録されている場合に、「1.はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q27 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※直営の場合は、相談窓口としてのセンターの立場からみて、保険者との間で連携がなされているかを評価する。 ※報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、「1.はい」とする。 ※介護士、ケアマネジャー等に関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。	1	1	1	1	1	1	1	1
(2) 安心して相談できるよう、プライバシーの確保を図っていますか。	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
◆Q28 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1	1

II. 個別業務																	
2-1. 総合相談支援（令和2年度実績）																	
(1) 地域における関係機関・関係者のネットワークを構築していますか。			菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター							
◆Q29 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※地域における関係機関・関係者のネットワークとは、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係機関・関係者のネットワークのことを指す。 ※介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報もデータ又は紙面で管理し、逐次見直しを行っている場合に、「1. はい」とする。			1	1	1	1	1	1	1	1							
(2) 相談事例の解決のために、必要な対応を行っていますか。			菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター							
◆Q30 相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ※相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、「1. はい」とする。			1	1	2→1	2	1→2	1	1	1							
◆Q31 相談事例の分類方法を、市町村と共有していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※相談事例の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ※データまたは紙面で整備されている場合に、「1. はい」とする。			1	1	1	1	1	1	1	1							
◆Q32 前年度1年間の相談件数を市町村に報告していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ			1	1	1	1	1	1	2→1	1							
Q32-1 前年度1年間の相談事例の件数は、何件ですか。（数字記入）	相談件数	4894	件	7504	件	3999	件	5498	件	5532	件	3432	件	5916	件	9991	件
Q32-2 【Q32-1で相談件数が1件以上の場合のみ】 うち、権利擁護に関する相談件数は何件ですか。（数字記入）	うち、権利擁護に関する相談件数	376	件	393	件	321	件	286	件	167	件	114	件	403	件	549	件
◆Q33 前年度1年間に、相談事例解決のために市町村へ支援を要請し、その要請に対し市町村から支援がありましたか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※市町村とセンターが対応困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築しており、かつ対応実績があった場合に、「1. はい」とする。			1	1	1	1	1	1	1	1	1						
(3) 総合相談支援の中で、家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進していますか。			菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター							
◆Q34 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。			1	1	1	1	1	1	1	1							
Q35 介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っていますか。 あてはまるものに「1」を入力してください。（いくつでも選択）ただし、「4.」を選択する場合は1つだけ選択してください。	1. 市町村や他分野の相談機関と協議しつつ、対応している	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
	2. 相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容を把握するようにしている	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
	3. その他																
	4. 特に対応していない																

2-2. 権利擁護（令和2年度実績）										
(1) 成年後見制度の活用を図るための取組を行っていますか。			菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
◆Q36	成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準が、市町村から共有されていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※データまたは紙面で共有されている場合に、「1.はい」とする。		1	1	1	1	1	1	1	1
Q37	前年度1年間において、成年後見制度の市町村長申立て及び本人・親族申立ての支援を行った事例は何件ですか。（実数）（数字記入）	申立ての支援を行った件数	11 件	5 件	8 件	2 件	6 件	5 件	8 件	2 件
(2) 高齢者虐待に対して迅速に対応していますか。			菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
◆Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。		1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制が整備されていれば「1.はい」とする。		1	1	1	1	1	1	1	1
(3) 消費者被害の防止の取組を行っていますか。			菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
◆Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。		1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録をデータまたは紙面で整備している場合に、「1.はい」とする。		1	1	1	1	1	1	1	1
2-3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援（令和2年度実績）										
(1) 介護支援専門員を支援するための体制が構築できていますか。			菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
◆Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）を把握していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※把握した情報を、データ又は紙面で整備している場合に、「1.はい」とする。		1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画（令和3年度分）を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※データまたは紙面で提供している場合に、「1.はい」とする。		1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※センターが、事例検討会や個別事例を検討する地域ケア会議等を、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づき開催しており、その開催経過をデータ又は紙面で整備している場合、「1.はい」とする。		1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ※ただし、地域ケア会議は含まない。		1	1	1	1	1	1	1	1

◆Q46 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	2→1	1	
(2) 介護支援専門員に対して、効果的な相談対応を行っていますか。	菊かおる園 高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリ江村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター	
◆Q47 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ (1. 以外) ※相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合に、「1.はい」とする。なお、経年的とは概ね3年程度とする。	1	1	1	1	1	1	1	1	
2-4. 地域ケア会議 (令和2年度実績)									
(1) 個別課題や地域課題の解決のために、関係者との連携の下で地域ケア会議を開催していますか。	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリ江村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター	
◆Q48 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されていますか。(令和3年4月末時点) (1つ選択) 1. はい 2. いいえ ※地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面に市町村からセンターに示されている場合に、「1.はい」とする。 ※地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。	1	1	1	1	1	1	1	1	
◆Q49 センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知していますか。(令和3年4月末時点) (1つ選択) 1. はい 2. いいえ ※センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、「1.はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1	
◆Q50 センターの主催の地域ケア会議において、個別事例について検討していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1	1	
Q50-1 【Q50で「1. はい」の場合のみ】 個別事例について検討する地域ケア会議の開催回数は何回でしたか。(数字記入) 開催回数 ※個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見のいずれかもしくは全ての機能を踏まえた会議。	22 回	30 回	30 回	11 回	10 回	7 回	26 回	19 回	
Q50-2 【Q50で「1. はい」の場合のみ】 地域ケア会議で検討した個別ケースの実件数は何件ですか。(実数) 年	20 件	30 件	27 件	9 件	10 件	7 件	26 件	1 件	
◆Q51 センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ ※個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議について、前年度にセンターの主催により実施した場合、「1.はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1	
◆Q52 センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ ※地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ地域ケア会議について、前年度にセンターの主催により実施した場合、「1.はい」とする。	1	1	1	1	1→2	1	1	1	
Q52-1 【Q52で「1. はい」の場合のみ】 地域課題を検討する地域ケア会議の開催回数は何回でしたか。(数字記入) 開催回数 ※地域づくり・資源開発、政策形成のいずれかもしくは全ての機能を踏まえた会議。	7 回	1 回	2 回	3 回	0 回	2 回	1 回	2 回	

(2) 個別事例や地域課題の解決のために、地域ケア会議を活用していますか。	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
<p>◆Q53 センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。(1つ選択)</p> <p>1. 多職種と連携して、検討を行い、対応策を講じている 2. いいえ(1.以外)</p> <p>※地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ※多職種から受けた助言等を活かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう(確認には見直しも含む)</p> <p>・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・モニタリング方法の決定 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 等</p> <p>※「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。</p>	1	1	1	1	1	1	1	1
<p>◆Q54 市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	1	1	1	1	1	1	1	1
<p>◆Q55 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、「1.はい」とする。</p>	1	1	1	1	1	1	1	1
<p>◆Q56 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ※会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、「1.はい」とする。</p>	1	1	1	1	1	1	1	1
<p>◆Q57 センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場</p>	1	1	1	1	1	1	1	1
2-5. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援(令和2年度実績)								
(1) 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行っていますか。	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
<p>◆Q58 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※基本方針には、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの種類、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チェックシート等)及び多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、「1.はい」とする。</p>	1	1	1	1	1	1	1	1
<p>◆Q59 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがありますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、「1.はい」とする。</p>	1	1	1	1	1	1	1	1
<p>◆Q60 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、「1.はい」とする。</p>	1	1	1	1	1	1	1	1
(2) 介護予防ケアマネジメント等の委託を適正に行っていますか。	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター
<p>◆Q61 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されていますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※委託の有無に関わらず、市町村の作成した指針について、データまたは紙面で市町村から示されていれば、「1.はい」とする。</p>	1	1	1	1	1	1	1	1
<p>◆Q62 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っていますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※委託実施していない場合は、市町村の作成した指針について、データまたは紙面で市町村から示されていれば、「1.はい」とする。</p>	1	1	1	1	1	1	1	1

Ⅲ. 事業連携									
3-1. 在宅医療・介護連携（令和2年度実績）									
（1）在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を行っていますか。	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター	
◆Q63 医療関係者と合同の事例検討会に参加していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q64 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
◆Q65 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3-2. 認知症高齢者支援（令和2年度実績）									
（1）認知症高齢者を支援するための取組を行っていますか。	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター	いけよんの郷高齢者総合相談センター	アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター	
◆Q66 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ（事業未実施を含む） ※認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、「1.はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3-3. 生活支援体制整備（令和2年度実績）									
（1）生活支援コーディネーターや協議体と連携した取組を行っていますか。	菊かおる園高齢者総合相談セン	東部高齢者総合相談センター	中央高齢者総合相談センター	ふくろうの杜高齢者総合相談セン	医師会高齢者総合相談センター		アトリエ村高齢者総合相談センター	西部高齢者総合相談センター	
◆Q67 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ ※生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、「1.はい」とする。	1	1	1	1	1	1	1	1	1